

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室コンプライアンス委員会 議事要旨

開催日時：令和3年8月27日（金）14:15-15:10

場所：オンライン会議にて実施

出席委員：名取委員長、遠藤委員、梶川委員、國領委員、芝委員、藤森委員

議事次第

- ・ デジタル庁コンプライアンス委員会設置要綱（案）について
- ・ デジタル庁コンプライアンス基本方針（案）について
- ・ 内部通報窓口の設置について
- ・ 入札制限に係る取組について

議事概要

各議事について、事務局から内容の説明がされた後、議論が行われた。主な意見は以下のとおり。

〔デジタル庁コンプライアンス委員会設置要綱（案）について〕

- ・ 監察部門と調達審査部門の体制・役割をしっかりと整えておくことが必要。
- ・ 設置目的の中に自律性が入っていることが重要。具体的には、グレーゾーンの事案を監察部門に自己申告してコンサルティングを受けるなど、透明性を自ら確保するという意識を持たせ、併せて自主的に申告できる体制を作っておくことで、仕組みの現実性を高めることができる。
- ・ 調達審査部門は非常に重要であり、他省庁における契約監視委員会の取組等も参考にしつつ、しっかり運用していくことが大切。
- ・ 調達審査部門で全部を審査することは難しいため、予算要求をするまでの間に担当においても自分なりの審査をしていかないといけない。審査基準を標準化（ルール化）することが必要。

〔デジタル庁コンプライアンス基本方針（案）について〕

（名取委員長から「統合型入国者健康情報等管理システム」の調達に係る調査結果について報告され、事務局から同報告中の7つの提言へのデジタル庁としての対応方針について説明があった後）

- ・ 私用のパソコンが無秩序に業務に使われることをどう防ぐか、引き続き議論・検討が必要。
- ・ 行動指針の内容や、誓約書を取ることにについては良いが、内容が抽象的である。遵守す

べき「関係する規範」とは何か。法令違反ではない不適切な行為もある。行動指針を具体化したハンドブックを作成・配布することが必要。

- ・ アジャイル、マイクロサービス等を活用した短サイクルでの発注が増えてくる中で、ベンダーとの密な関係、頻繁なコミュニケーションが生じる。透明性の確保を軸に、ルールに従うことで自由度が確保できる、自分の身を守ることができるという前向きなコンプライアンス体制を築くことが大切。
- ・ 創造的・自律的とは今までのものを変えるということ。コンプライアンスを確保しながら字義どおりにできるようにするためには、上司の管理の仕方が問われる。
- ・ モニタリングの仕組みが必要。規程が形骸化防止しないようするための運用が重要。
- ・ 人は間違えるものという視点に立って、誤りが起きないような仕組みを考えるべき。シンクライアントを用いて全てのデータをクラウドに保存すればブラックボックスはなくなる。データが持ち出せない仕組みをあらかじめ作るなど、自動的にコンプライアンスが守られる仕組みの整備が必要。

〔内部通報窓口の設置について〕

- ・ 内部通報制度は非常に重要。外部への情報漏えいを内部通報で拾うために、いかに内部通報制度を機能させるか。助言を今後行っていきたい。
- ・ 内部通報制度を積極的に従業員に周知している企業は、問題の未然防止に効果を上げている。内部通報を密告のようにネガティブに捉えることは時代遅れであり、前向きかつ積極的に職員に周知してほしい。
- ・ 企業からの出向者については、出向元上司への報告義務があり、その場での情報流出は懸念される。通常の報告との区別は難しい。

〔入札制限に係る取組について〕

(梶川委員から「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会」における取りまとめ結果について報告)

以上